

| 平成 29 年度 岐阜工業高等専門学校シラバス | | | | |
|--|---|--------------------|-----|---------------------|
| 教科目名 | 法学 | 担当教員 | 空健太 | |
| 学年学科 | 4 年 全学科 | 通年 | 必修 | 単位数 2 単位 JABEE 認定対象 |
| 学習・教育目標 | (A-1) 100% | JABEE 基準 1 (a) (f) | | |
| 授業の目標と期待される効果： 本授業は、法化社会における市民として、法を正しく理解し、法を適切に活用して問題を解決する力を養うことを目的とする。 この目標を達成するために、主に授業では次の 4 点を具体的な目標とする。 1. 法が社会において果たしている役割を説明することができる。 2. 法が想定する社会のあり方を、具体的な法をもとに考察することができる。 3. 法を主張の根拠として適切に使用することができる。 4. 民主主義社会の市民として、法を活用して論理的な意見を論述で表現することができる。 これらが達成されたかどうかは、授業中の質疑応答や課題、定期考査によって評価する。 | 成績評価の方法： 前期：中間試験 100 点(A)+期末試験 100 点(B)+課題 50 点(C) 後期：中間試験 100 点(A)+期末試験 100 点(B)+課題 50 点(C) 学年：前・後期の重みを等しくして成績評価を行なう。 (※1) 教室外学修の内容も各期の中間・期末試験で出題する。 | | | |
| | 達成度評価の基準： 以下に示す要素について総合点の 60%以上まで達していることが必要。 ①法（憲法・民法・刑法・労働法・会社法など）の趣旨や内容を適切に理解することができる ②法（憲法・民法・刑法・労働法・会社法など）が存在する意義や法の課題を適切に説明することができる ③法（憲法・民法・刑法・労働法・会社法など）の歴史的経緯を理解することができる ④現代社会における法の意義を説明することができる ⑤あるテーマについての論述を論理的に行うことができる | | | |
| 授業の進め方とアドバイス： 授業は資料を提示しながら、発問を中心として進める。与えられた発問に対して自分の考えを答えること。 | | | | |
| 教科書および参考書： 教科書として『〇〇』（〇〇, 〇），資料集として 3 年次の政治経済の資料集を使用するため、授業では常に持参すること。パワーポイント提示による講義と学生の発表形式で授業を進める。 | | | | |
| 授業の概要と予定：前期 | 教室外学修 | AL のレベル | | |
| 第 1 回：年間ガイダンス／身近な法と我々の生活 | 身の回りにどのような法が存在しているかを調査し、どのように私たちに影響を与えているかを考察する（課題点10） | B | | |
| 第 2 回：法的思考と論述の書き方 | | B | | |
| 第 3 回：日本国憲法(1) | 憲法改正の是非を考察する（課題点 10） | C | | |
| 第 4 回：日本国憲法と世界の憲法(2) | | B | | |
| 第 5 回：民法(1) | 最近の民法の変化について考察する（課題点 10） | C | | |
| 第 6 回：民法(2) | | C | | |
| 第 7 回：民法(3) | | C | | |
| 第 8 回：中間試験 | | | | |
| 第 9 回：刑事法(1) | 刑事法の課題を考察する（課題点 10） | C | | |
| 第 10 回：刑事法(2) | | C | | |
| 第 11 回：刑事法(3) | | C | | |
| 第 12 回：産業法 | | | | |
| 第 13 回：日本の裁判(1) | 日本の裁判の特徴と課題を考察する（課題点 10） | C | | |
| 第 14 回：日本の裁判(2) | | C | | |
| 期末試験 | | | | |
| 第 15 回：その他の法 | | | | |
| | | C | | |

| 授業の概要と予定：後期 | 教室外学修 | AL のレベル |
|--------------------|---------------------------------|---------|
| 第16回：身近な法とその役割 | 学生による発表（課題点20） | A |
| 第17回：民主主義と集約ルール(1) | 身近にある集約ルールの特徴と課題を考察する（課題点15） | B |
| 第18回：民主主義と集約ルール(2) | | B |
| 第19回：民主主義と集約ルール(3) | | B |
| 第20回：民主主義と集約ルール(4) | | B |
| 第21回：民主主義と集約ルール(5) | | B |
| 第22回：民主主義と集約ルール(6) | | C |
| 第23回：中間試験 | | |
| 第24回：社会法－労働法(1) | 労働法・会社法から日本の労働や会社の特徴を考察する（課題15） | C |
| 第25回：社会法－労働法(2) | | C |
| 第26回：社会法－労働法(3) | | B |
| 第27回：社会法－労働法(4) | | B |
| 第28回：社会法－会社法(1) | | C |
| 第29回：社会法－会社法(2) | | C |
| 期末試験 | | |
| 第30回：社会における法の意義と課題 | | C |

評価（ルーブリック）

| 達成度 評価項目 | 理想的な到達 レベルの目安 (優) | 標準的な到達 レベルの目安 (良) | 未到達 レベルの目安 (不可) |
|-------------|---|---|---|
| ① | 法（法律）の趣旨や内容に関する知識確認問題を正確(8割以上)に解くことができる。 | 法（法律）の趣旨や内容に関する知識確認問題をほぼ正確(6割以上)に解くことができる。 | 法（法律）の趣旨や内容に関する知識確認問題を解くことができない。 |
| ② | 法（法律）が存在する意義や課題を問う説明問題を正確(8割以上)に解くことができる。 | 法（法律）が存在する意義や課題を問う説明問題をほぼ正確(6割以上)に解くことができる。 | 法（法律）が存在する意義や課題を問う説明問題を解くことができない。 |
| ③ | 法（法律）の歴史的経緯を問う説明問題を正確(8割以上)に解くことができる。 | 法（法律）の歴史的経緯を問う説明問題をほぼ正確(6割以上)に解くことができる。 | 法（法律）の歴史的経緯を問う説明問題を解くことができない。 |
| ④ | 現代社会における法の意義を問う説明問題を正確(8割以上)に解くことができる。 | 現代社会における法の意義を問う説明問題をほぼ正確(6割以上)に解くことができる。 | 現代社会における法の意義を問う説明問題を解くことができない。 |
| ⑤ | 明確な主張とそれを支える根拠が複数ある説得力のある一貫した論述を行うことができる。 | 明確な主張とそれを支える根拠が複数ある論述を行うことができるが、全体の一貫性に課題がある。 | 論述はしているものの、主張が明確でないことや根拠に欠けるなど、論述としての構成に大きな課題がある。 |